

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 July 2026

「Field Guide to Going Global」 第5版発行のお知らせ（英語）

本ビジネスモデル、製品及び技術の海外展開を進める企業にとって、事業の成長段階によって直面する法規制上の課題は大きく変化します。ペーカーマッケンジーでは、このたび、海外ビジネスの各フェーズで検討すべき法的論点を実践的に解説したガイド「Field Guide to Going Global」第5版を発行しました。

本ガイドでは、海外からの受注を受ける段階で留意すべき知的財産権や輸出規制・制裁への対応から準拠法の問題、オンライン販売段階における個人情報保護・サイバーセキュリティ規制、販売代理店等の活用段階における代理店法・フランチャイズ法及び競争法上の制約、現地法人設立段階における外国投資規制及び人材採用を巡る諸問題に至るまで、企業の海外展開の成長段階ごとに検討すべき主要な法的課題を体系的に整理しています。自社が今どの段階にあり、次のステージに進むためにどのような法的対応が必要となるのかを確認いただける実践的なガイドです。

以下の画像をクリックして、ぜひご覧ください。



Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 120

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ペーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 120 となる本号では、米国における AI エージェントに関する法的責任、日本における関連者間取引に係る書類の整理保存の特例への実務対応等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：関連者間取引に係る書類の整理保存の特例への実務対応

2. アジア

シンガポール：情報通信メディア開発庁がエージェント型 AI に関する AI モデルガバナンスフレームワークを更新

3. 米州

米国：AI エージェントに関する法的責任

4. 欧州

英国：デジタルサービス税（DST）をめぐる国際税務環境の変化

EU：賃金透明性指令 — 国内法化期限の経過後も、加盟国及び企業にはなお対応すべき課題が残る

EU：欧州委員会が EU 税制オムニバス指令案を公表

「グローバル・プライベートM&Aガイド」発行のお知らせ（英語）

本ガイドは、非上場会社を対象とするプライベート M&A の取引スキームその他取引全般に影響を及ぼす約 40 の法域における制度・実務を横断的に整理し、最新の法規制動向を包括的に解説するものです。

取引スキームの検討から契約締結に至るまでの各段階における主要な法規制の枠組みを体系的に解説するとともに、税務、雇用、贈収賄防止といった重要論点に加え、企業結合規制及び外国投資規制の最新動向も取り上げています。

本ガイドはオンラインでご覧いただけます。法域別・トピック別の検索や比較を通じて、実務に即した形で必要な情報にアクセスいただけます。ぜひご利用ください。

以下の画像をクリックしてご覧ください。



1. 日本

関連者間取引に係る書類の整理保存の特例への実務対応

国税庁は、「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例」に関する法人税法施行規則¹により、令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、企業グループ内取引について、取引の実態及び対価の額の算定根拠を、平時から確認できる状態にしておくことを求めることとなった。これに関係する過去の議論として、令和 7 年 6 月 11 日の政府税制調査会「経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合」第 3 回の財務省による説明資料

「税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応」においても、納税者間の公平性を確保し、税に対する公平感を大きく損なうような行為に適切に対応する観点から、納税環境整備のあり方が議論されている。これらの流れを踏まえると、本制度は、単なる書類保存義務にとどまらず、関連者間取引の実態と価格算定過程を説明できる体制整備を通じて、税負担の公平性を確保するための重要な制度と位置付けられる。

企業においては、単に契約書や請求書を保存するだけでなく、価格がどのように決定されたかを説明できる資料を整備しておくことが必要となる。特に、親会社等の関連者から配賦（アロケーション）されてくるグループ内サービス等に係る費用について、その計算根拠等に関する資料整備の不足が青色申告の承認の取消しにつながる可能性がある。

本稿では、前述の施行規則及びそれに係る事務運営指針²のポイントに加え、税負担の公平性を確保し、税に対する公平感を損なう行為に適切に対応するという最近の議論を踏まえ、企業が早期に確認すべき実務対応を整理する。

1. 今回のポイント

本特例は、関連者間取引について、取引時点における価格決定の合理性を後日検証できる状態に置くことを求めるものである。移転価格税制上のローカルファイルと同一の分析書の作成が常に求められるわけではないが、取引関連書類に対価算定に必要な事項が記載又は記録されていない場合には、不足部分を補完する資料を取得又は作成し、保存する必要がある。

実務上は、税務当局が契約書や請求書の有無だけでなく、価格算定の前提、計算過程、社内承認、会計処理との整合性を確認できるかが重要となる。関連者間取引は、外部の第三者との取引に比べて価格決定の客観性が問題となりやすいため、対価の額が恣意的に設定されたものではないことを示せる資料を整備しておく必要がある。

2. 影響を受けやすい取引

影響を受けやすい取引としては、グループ内サービス、無形資産の使用許諾、マネジメントフィー、システム利用料、研究開発費や広告宣伝費等の費用負担を関連者間で配賦しているようなケースが挙げられる。これらの取引では、第三者間取引との比較が容易でない場合や、価格決定の経緯が社内資料に明確に残っていない場合が少なくない。

特に、従来「管理部門による費用精算」「親会社方針に基づく一括配賦」「便宜的なチャージ」として処理されてきた取引については、契約書、配賦基準、マークアップ率、請求金額の計算根拠が十分に残されているかを確認する必要がある。取引金額が大きいものだけでなく、反復継続して行われる

¹ 第 59 条の 2 及び第 67 条の 2

² 令和 8 年 6 月 30 日「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の運用に当たっての基本的な考え方及び取り扱いについて（事務運営指針）」より

「2026年 グローバル データ & サイバー ハンドブック」 発行のお知らせ（英語）

ペーカーマッケンジーでは毎年「グローバル データ & サイバー ハンドブック」をアップデートしています。最新版では、50 を超える法域の最新動向を比較しながら整理し、グローバル規制の全体像を一望できる内容となっています。

本ハンドブックでは以下のテーマを幅広く網羅しています：

- AI に関する主要な規制動向
- 非個人データ・企業データの取り扱いを巡る各国制度
- 規制当局のアプローチや執行動向
- 利用可能な救済措置や罰則
- クロスボーダーデータ移転に対する制限等

以下の画像をクリックしてご覧ください。



少額取引についても、全体として重要性を有する可能性がある点に留意が必要である。

3. 企業が確認すべき資料

企業は、関連者間取引ごとに、取引の存在及び条件を示す契約書、注文書、請求書、納品書、社内稟議、メール等を確認するとともに、対価算定の計算過程を示す明細、配賦基準、マークアップ率、さらに場合によっては、利益率、為替換算、予算・実績差異の資料を整理する必要がある。

また、既存の移転価格ローカルファイルを作成している場合であっても、それだけで対応が完了するとは限らない。ローカルファイル上の分析結果と、個々の請求・会計処理における金額計算が接続しているかを確認し、不足がある場合には、取引別の補足資料を整備することが望まれる。さらに、電子帳簿保存法に基づく保存方法、会計システム上の取引コード、証憑データの保存場所、データ抽出権限を整理しておくことにより、税務調査時の資料提出や説明を効率化することが可能となる。

4. 資料不備がある場合のリスク

関連者間取引について対価算定に必要な事項が保存されていない場合、税務調査において取引実態や価格算定根拠を十分に説明できない可能性がある。特に、関連者間で恣意的な価格設定が行われたとみられる場合には、本来負担されるべき税負担が回避又は軽減されたとの疑義を招き、税負担の公平性を大きく損なう行為として問題視されるおそれがある。その結果、当局による推計課税の適用可能性や、保存不備が重大である場合の青色申告承認取消しのリスクが問題となり得る。

加えて、移転価格の観点では、価格算定根拠を示せないことにより、当局側の比較対象選定や利益率算定に対して反論するための基礎資料が不足するおそれがある。したがって、本制度への対応は、単なる保存義務への対応ではなく、将来の移転価格課税又は寄附金認定リスクを低減するための防御的文書化として位置付けるべきと言える。

5. 今後取るべき対応

企業においては、まず、関連者から配賦を受ける販売・管理費についての価格決定の合理性、取引実態及び会計処理との整合性を説明できる形で資料を管理することが必要である。特に国外関連者から一方的に請求を受けるような費用については、そうした情報が不足している場合が多いと思われる。その上で、取引類型ごとに保存すべき資料、資料の作成責任者、保存場所、更新頻度、税務調査時の提出手順を明確化することが望まれる。

具体的には、①関連者間取引台帳の作成、②契約書及び価格算定資料の棚卸し、③不足資料の作成、④ローカルファイル・マスターファイル・国別報告事項との整合性確認、⑤取引実態、価格算定根拠及び会計処理との接続関係の確認、⑥税務調査時に公平な税負担を損なうものではないことを説明するための補足資料の準備、という順序で進めることが実務的である。多数のグループ内サービス取引や費用配賦取引を有する企業では、リスクベースで重要取引を特定し、優先的に文書化することが有効である。

6. 実務上の示唆

本特例は、狭義の移転価格文書化制度ではないものの、関連者間取引に係る価格決定プロセスの透明性を高めるという点で、移転価格税制と密接に関連している。加えて、政府税制調査会の専門家会合で議論されている納税環境整備の方向性を踏まえると、今後の税務調査では、国外関連者取引に限らず、国内関連者取引を含むグループ内取引全体について、税負担の公平性を損なうおそれのある取引かどうかという観点から、取引実態及び対価算定根拠の確認が重視される可能性がある。

「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語）

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支えるITインフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設の設計、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



そのため、企業は、本制度を追加的な保存義務としてのみ捉えるのではなく、グループ内取引のガバナンスを再点検する機会と捉えるべきである。取引開始時点から価格決定、請求、会計処理、税務申告及び文書保存までを一貫して管理することで、税務調査時の説明可能性を高めるとともに、将来の移転価格ポリシーの見直し、紛争予防、及び税負担の公平性に関する疑義への対応力強化にもつながる。

最後に

関連者間取引に係る書類保存制度への対応では、既存資料の有無だけでなく、それらの資料により対価の額の算定過程を合理的に追跡できるかが重要である。関連者間取引は、価格設定を通じて所得や費用の帰属を調整し得る性質を有するため、資料整備が不十分な場合には、税に対する公平感を大きく損なう行為として疑義を招く可能性がある。企業においては、既存の移転価格文書、会計資料及び契約書を統合的に整理し、リスクの高い取引から優先的に文書化を進めることが推奨される。必要に応じて、現行の移転価格ポリシー及びグループ内取引管理体制の見直しも検討すべきである。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

シンガポール

情報通信メディア開発庁がエージェント型 AI に関する AI モデルガバナンスフレームワークを更新

2026 年 5 月 20 日、情報通信メディア開発庁（以下、「IMDA」）は、エージェント型 AI に関するモデル AI ガバナンスフレームワーク（以下、「MGF」）を更新した。MGF は、2026 年 1 月に初めて公表されたものであり、自律的な計画、推論及び行動が可能なエージェント型 AI システムの導入に伴うリスク管理に関する指針を提供するものである。

更新された MGF は、業界からのフィードバックを反映し、新たなベストプラクティス及び実際のケーススタディを紹介しており、マルチエージェントシステム、サードパーティエージェント、自動化バイアス等に関する推奨事項に対応するため、各組織がどのようにフレームワークを実践に移しているかを示している。

MGF は、エージェント型 AI の導入リスクを低減するための指針を組織に提供するものであり、①リスクの評価及び限定、②有意義な人的アカウンタビリティの確保、③技術的統制及びプロセスの実装、並びに④エンドユーザーの責任の確立という 4 つの中核的な側面を軸に構成されている。

MGF の主な更新点は以下のとおりである。

- エージェント型 AI の構成要素：AI エージェントの中核的構成要素として、アクセス制御、ガードレール、人的承認、ログ記録及びモニタリングを含む安全性及び信頼性に関する構成要素が追加された。
- エージェント型 AI のリスク：マルチエージェントシステムから生じるリスクが追加されるとともに、リスクが顕在化する可能性に影響を与える要因として、サードパーティエージェントの利用及びエージェント型 AI システムの複雑性が追加された。
- 有意義な人的アカウンタビリティ：エージェント型 AI のバリューチェーン及びライフサイクル全体にわたるプラットフォーム提供者とシステム提供者又はアプリ開発者の役割及び責任の差別化が図られ、適応的ガバナンスが推奨されるとともに、自動化バイアスへの対策に関する更なる

「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは**弊所人事労務グループ**までご相談ください。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



指針（例：人的オーバーライド率及び応答時間のモニタリング）が提供された。

- 技術的統制及びプロセス：設計、開発、導入前及び導入の各段階におけるリスクカテゴリーごとの適切な技術的統制の選択に関する指針（例：構造的・ルールベースの統制とモデルベース又はプロンプトレイヤーの統制の比較）、並びにシステムの複雑性が増大するにつれて小規模な変更がより大きな影響に波及することを防止するための堅牢な変更管理プロセスに関する推奨事項が示された。
- エンドユーザーの責任：AI エージェントがエントリーレベルの業務を引き受けた場合の実務能力及び事業継続性への潜在的影響（例：AI エージェントが誤作動した場合又は利用不能となった場合に重要なプロセスを手動で実行するための基本的な業務知識の喪失やスキルの低下）について詳述された。

更新された MGF には、シンガポール企業、多国籍企業及び政府機関から提供された、MGF の 4 つの側面すべてにわたるケーススタディも含まれている。これらのケーススタディは、多様な業界における実際のエージェント型 AI 導入において、各組織が MGF の推奨事項をどのように実践に移しているかを示す、実用的かつ具体的な事例として機能するものである。

MGF の最新の更新は、エージェント型 AI を導入する組織に対し、特にマルチエージェントシステムに関して、より明確かつ実践的な指針を提供するものである。エージェント型 AI システムを導入している又は導入を検討している組織は、更新された MGF を確認し、自社の内部ガバナンス統制及びプロセスが MGF の推奨事項と整合しているかを評価すべきである。

[最初のページに戻る](#)

3. 米州

米国

AI エージェントに関する法的責任

AI エージェント、すなわち、人間の介入を最小限にとどめつつ目標を追求し行動を起こすことができる自律型システムを開発又は導入する組織は、急速に変化する米国の法的環境への対応を迫られている。エージェント型 AI は、行為を規律する既存の法律の適用範囲に引き込まれつつあり、一般的に責任はエージェントの背後にいる人間及び事業体に帰属するという見解を裏付ける法的環境が進展している。具体的には、カリフォルニア州法は AI の自律性を抗弁とすることを封じ、2026 年 6 月の大統領令が AI エージェントを不正な目的に利用する悪質な行為者に対する法執行を優先するよう司法省に指示し、連邦のサイバーセキュリティ及び国家安全保障機関が企業にエージェントの行動の管理、監視及び説明を求めるガイダンスを公表している。企業は、問題が発生した後に統制を後付けするのではなく、エージェント型システムにガバナンスを組み込むために今すぐ行動することが求められる。

要点

- エージェントは AI をコンテンツから行為の領域に引き込む。AI エージェントはシステムにアクセスし、人間を取引に拘束する能力を有するため、チャットボットに適用されるコンテンツ関連の規則にとどまらず、代理法、不法行為法、契約法及びコンピュータアクセスに関する法律等、行為を規律する法体系の適用対象となる。

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要38法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AIツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスはこちら。



- 責任は一般的に企業及びその人員に帰属する。AI エージェントの作為又は不作為について誰が責任を負うかは、裁判所及び規制当局が引き続き取り組むべき重要な問題である。しかし、代理法、不法行為法及び契約法の原則、AI の自律性を抗弁とすることを禁じる最近制定されたカリフォルニア州法、並びに新たな規制ガイダンスは、いずれも裁判所及び規制当局がAI エージェントの背後にいる人間及び事業体をその行為の責任者とみなす方向を示唆している。
- 今すぐガバナンスを構築すべきである。法律は未だ確立していないが、コンプライアンスの方向性は明確である。規制の初期動向は、企業がAI エージェントの行動を管理、監視及び説明する体制を整備することを求めている。権限の制限、人間による監視、ログ記録、セキュリティ管理その他のセーフガードは、訴訟又は規制当局の調査が開始された後に後付けするのではなく、エージェント型システムの設計段階から組み込むべきである。

AI エージェントとは何か

AI エージェントとは、OECD の定義によれば、「特定の目標を達成し、変化する入力及び状況に適応するために、必要に応じてツールを使用しながら、一定の自律性をもって環境を認識し、それに対して行動するシステム」である。実際には、大規模言語モデルを基盤とする多様なシステムがこれに該当する。例えば、顧客の苦情に対応し自律的に返金を行うカスタマーサービスエージェントや、採用面接のスケジュールを調整し候補者を評価する人事エージェント等が挙げられる。

AI エージェントにより生じる新たな法的問題

AI エージェントの行動する能力、すなわち、主体的に行動し、取引を行い、システムにアクセスし、ユーザーを契約に拘束する能力こそが、AI エージェントを生成AI と区別するものである（一定の複雑な生成AI システムが技術的にはエージェントを使用している場合であっても同様である）。AI チャットボット及びアシスタントは、デジタルの入出力に焦点を当てたコンテンツ関連の紛争の対象となっており、今後もそうであろう。一方、人間及び組織がAI エージェントをより広く採用するにつれ、AI エージェントが損害を引き起こす態様で行動し若しくは行動しなかった場合、又はその行為が違法行為に該当する場合に誰が責任を負うかについて、法律及び裁判所は判断を迫られることになる。

米国法は現在 AI エージェントについて何を定めているか

AI エージェントに明示的に言及する米国の法律及び判例は現時点では少ない。しかし、既存の法律及び法原則は、企業がAI エージェントの行動を管理、監視及び説明する体制を整備することが求められる方向を示唆している。

－ エージェントが署名した契約は拘束力を有し得る

2000年に制定された連邦電子署名法（E-SIGN 法）は、法的責任が「電子エージェント」で終わるとは限らないことを既に確立している。同法は、「電子エージェント」を「行為の時点で個人による確認又は行為なしに、独立して行為を開始し、又は電子記録若しくは履行に全部若しくは一部応答するために使用されるコンピュータプログラム又は電子的その他の自動化された手段」と定義しており、この定義は現代のAI エージェントを包含するのに十分な広さを有すると考えられる。同法はまた、「電子エージェントの行為が拘束される者に法的に帰属し得る限り、契約又は記録は、その成立、作成又は交付に電子エージェントの行為が関与したという理由のみをもって、法的効力、有効性又は執行可能性を否定されてはならない」と規定している。

「グローバルグループ再編ガイド」発行

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻繁にグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニュースレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



この条項は、電子エージェントが本人を拘束し得ることを明確にする一方、帰属の適否の判断については裁判所に裁量を残している。

－ エージェントは責任及び賠償リスクを生じさせ得る

2025年に制定されたカリフォルニア州法は、原告に損害を与えたとされるAIを開発、修正又は使用した被告に対する訴訟において、被告がAIの自律性を抗弁として主張することを禁じている。同法は、因果関係、予見可能性及び過失相殺に関する証拠を含むその他の抗弁は維持している。この規定は、AIサプライチェーンの上流から下流に至る企業にとって、エージェント型システムの開発及び導入における各当事者の責任を配分し文書化することの重要性を改めて示すものである。また、欠陥、構成部品及び警告義務違反に関する不法行為法の法理が、エージェントが関与する損害に関するカリフォルニア州の訴訟において重要な役割を果たす可能性がある。いずれにせよ、同州法は、AIの自律性それ自体が責任の連鎖を断ち切るという主張を明確に否定している。

代理法の一般原則も同じ方向を示している。使用者責任の法理の下では、代理人又は被用者がその権限又は雇用の範囲内で行った行為について、本人又は使用者が責任を負い得る。代理法はまた、本人が代理人に行為を行う権限を明示的又は黙示的に付与する実際の代理権限と、本人の言動により第三者が代理人に権限があると合理的に信じる表見代理とを区別している。エージェント型AIの文脈では、これらの概念は実務上重要な問題を提起する。すなわち、企業又は従業員がAIエージェントにどのような許可、認証情報、指示、ワークフロー及びシステムアクセスを付与したか、並びにエージェントの権限がユーザー又は取引相手方にどのように提示されたかが問われることになる。

－ エージェントの行為は不正なコンピュータアクセスに該当し得る

コンピュータアクセスに関する法律も、AIエージェントが第三者のプラットフォームとやり取りする方法を制約する可能性がある。注目すべき初期の事案として、大手オンラインマーケットプレイスがAIブラウザエージェントの開発者を、当該エージェントがマーケットプレイスのパスワード保護された領域にアクセスし、顧客のアカウントを使用し、自動化された活動を通常の人間のブラウジングに偽装したと主張し、訴えた事例がある。地方裁判所は、連邦コンピュータ詐欺及び不正利用防止法並びにカリフォルニア州のコンピュータ詐欺に関する法律に基づく請求について原告側が勝訴する可能性が高いと認定し、当該エージェントに対する仮差止命令を発した。裁判所は、少なくともその段階では、AIエージェントが当然にユーザーのプラットフォームへのアクセス権限を承継するという主張を退けた。なお、控訴審の係属中に差止命令の執行は停止されており、この問題は最終的には未解決である。本事案は、ユーザーの許可のみでは十分でなく、エージェントがプラットフォームの制限を超え、その身元を隠し、又はセキュリティ、データ保護若しくはシステムの完全性に関するリスクを生じさせる場合、その行為は不正又は無権限のものとして扱われるおそれがあることを示している。

－ エージェントはサイバーセキュリティ上の問題を提起する

連邦のサイバーセキュリティ政策も、エージェント型AIに直接対処し始めている。2026年6月の大統領令は、犯罪又は違法な目的のために「データ又は情報に不正にアクセスするためにAIエージェントを使用する」行為を含む、AIを利用したハッキングに対する連邦刑事法の執行を優先するよう司法省に指示している。サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁（CISA）及びパートナー機関は、エージェント型AIサービスの慎重な導入に関するガイダンスを公表し、エージェントが自律的な行動、拡大されたシステムアクセス、エージェント間のやり取り及び意思決定の責任の追跡の困難さを通じてリスクをもたらし得ると警告している。同ガイダンスは、ガバナンス、人間

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイド

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



による監視、最小権限アクセス、ログ記録、モニタリング、監査可能性及びエージェント型システムに対する明確な責任の所在の確立を通じて、これらのリスクを管理するよう組織に促している。

－ エージェントは知的財産権の帰属を複雑にし得る

ソフトウェアを生成する AI エージェントは、知的財産権の帰属に関する問題も提起する。著作権はソフトウェアを保護するが、米国の著作権保護は人間の著作物であることを前提としており、AI エージェントが高レベルのプロンプトのみから独自にコードを作成した場合、生成されたコードに著作権保護の対象となる人間の創作的表現が存在しない可能性がある。特許法も同様の問題を提起する。AI が支援した発明は特許保護から一律に排除されるわけではないが、米国特許商標庁（USPTO）のガイダンスは引き続き人間の発明者を要求しており、保護の可否は、自然人が AI エージェントの出力を単にプロンプトし又は受け入れるのではなく、十分な発明的貢献を行ったか否かに依存する。これらの問題は、人間が必要とするソフトウェアの仕様を記述し、エージェントがツールを選択し、実装上の判断を行い、コードを作成するパイプコーディングのワークフローにおいて特に重要である。コーディングエージェントを使用する企業は、人間の貢献を文書化し、AI が生成したコードを適宜レビュー及び修正し、エージェントが組み込んだオープンソース又は第三者のコードを確認すべきである。

企業に求められる対応

企業は、AI エージェントに特化した法律が確立するのを待つことなく、エージェント型システムの管理体制を整備すべきである。既存の法制度は、規制当局、原告、プラットフォーム及び取引相手方に対し、AI エージェントの行為に異議を唱えるための法的根拠を既に提供しており、新たなガイダンスも同様の実務上の期待を示している。すなわち、企業は、自社のエージェントがどのような権限を有し、どのシステムにアクセスでき、どのような行動を取ることができ、それらの行動がどのように監督され、事後的にどのように説明されるかを把握しておく必要がある。エージェント型 AI のガバナンスは、権限の制限の文書化、人間による承認ポイントの設定、モニタリング及びログ記録の実施、セキュリティ管理の導入、ベンダーとの責任配分の明確化、並びにエージェントの能力及びユースケースの進化に応じた定期的な見直しを通じて、設計及び導入プロセスの当初から組み込むべきである。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

英国

デジタルサービス税（DST）をめぐる国際税務環境の変化

2020 年に英国で DST が導入されてから 5 年が経過し、英大蔵省（HM Treasury）は議会の要請³に基づき DST のレビュー報告書を公表した。本報告書を契機として、5 年前に DST 導入を正当化するために用いられた政策的根拠が、現在の国際税務フレームワークにおいて依然として有効であるかについての検証が行われている。本稿は、Baker McKenzie 発行のニューズレター「International: An Updated Look at the UK DST⁴」（2026 年 5 月）に基

³ 米国内国歳入法の改正条項案で、デジタルサービス税やグローバル・ミニマム課税を導入している国々の企業・投資家に対してその国の企業・投資家が受ける所得（配当、利子、ロイヤリティ等）に最大 20% の追加課税（報復税）を課すことを目的としていたものであった。

⁴ International: An Updated Look at the UK DST | Insight | Baker McKenzie

づき、英国デジタルサービス税（DST）に関する政策的妥当性と国際税務環境の変化について要約したものである。

1. 概要及び導入の背景

導入検討時（2017 年のポジションペーパー等）の議会における議論において、DST は特定の米国巨大 IT 企業（検索エンジン、ソーシャルメディア、オンラインマーケットプレイスの 3 類型に該当する企業）を対象とすることが公然と意図されていた。制度上は所得に対する租税としての形態をとるものの、対象法域内の総収入（グロスレシート）に対して課税されるメカニズムであるため、経済的実質としては関税やバックドア的な付加価値税（VAT）として機能し、最終的な経済的負担は市場の顧客に転嫁される構造となっている。

2. 国際課税ルールの進化と米国内国税法の大幅な改正

DST が標的とする主要な多国籍企業の事業構造及び納税環境は、以下の国際的及び米国の税制改正によって根本的な変化を遂げている。

2.1. 米国税法の抜本的改正

TCJA（2017 年）と GILTI の導入：米国は税制改革により GILTI（グローバル無形資産低課税所得）制度を導入し、米国多国籍企業の国外源泉所得（特に無形資産（IP）に帰属する所得）に対する最低税率課税を実現しつつある。

OBBBA（2025 年）と NCTI 制度への移行：さらに 2025 年には、GILTI を強化する形で NCTI（純特定外国法人テスト対象所得）制度が導入された。これにより、適格事業用資産投資（QBAI）に対するリターン除外が廃止され、第 250 条控除が 50% から 40% へ引下げられた。この結果、低税率国へ IP を移転する税務上のインセンティブは消失し、対象となる多くの多国籍企業が IP を米国へ還流させている。

2.2. BEPS 行動計画と第 2 の柱（Pillar 2）の進展

Pillar 2 の浸透：伝統的な投資拠点を含む多くの法域で適格国内最低課税額（QDMTT）が導入され、BEPS プロジェクト開始時に存在していた国家間の極端な税率差は消滅したといえる。

移転価格税制の厳格化（行動 8-10）：IP に関するリターンは、開発、改良、維持、保護、活用（DEMPE）の各機能が遂行される場所に帰属することが明確化され、多くの国でこの基本原則に基づく執行が行われつつある。

OECD が 2025 年 9 月に公表した報告書（BEPS ストックテイク報告書⁵）によれば、いわゆる低税率国の投資拠点（Investment Hubs）における従業員一人当たりの利益率は 27% 低下し、利益計上地と経済的実体の乖離が大幅に是正されていることが実証されている。また、56 の法域が行動 3 に基づく CFC 税制を導入し、45 の法域が行動 2（ハイブリッド・ミスマッチ）に対応する措置を講じている。

3. DST 導入時の政策的根拠に対する再評価と反証

DST 導入を正当化するために用いられた主な主張は、現在のデータ及び実態に照らすと妥当性を欠いている。

⁵ A Decade of the BEPS Initiative | OECD

3.1. グローバル実効税率（ETR）の過少性に関する反証

米国系巨大デジタル企業が世界的に極めて低い税率を享受しているという前提は、過去に比べればやや異なっている。対象企業の米国証券取引委員会（SEC）への提出データ（2025 年度）等によれば、これらの企業のグローバル ETR は概ね 10% 台半ばから後半で推移しており、Pillar 2 が求める最低税率（15%）を確実に上回っている。

3.2. 「質量なき規模（Scale without mass）」の妥当性

デジタル企業が市場国において物理的実体を伴わずに事業を展開しているという主張に対し、実際の巨大デジタル事業者はグローバル経済において最大規模の雇用主であり、データセンターや通信インフラに対して年間数十億ドルの投資を行っている。一例として、Google は 2025 年 9 月に英国での 50 億ポンドに上る投資の一環として新たなデータセンターを開設している。また、非居住者が物理的拠点なしに市場国へ販売を行う形態は、伝統的な輸出産業（例：ワインの輸出）でも一般的であり、デジタル産業のみを特別視する合理的な税務政策上の根拠は乏しい。

3.3. 「ユーザー創出価値（User-generated value）」理論の破綻

市場国のユーザーによるデータ提供が課税根拠となる価値を創出しているとの主張は、租税政策に基づくものではなく、課税結果を正当化するための理屈に過ぎない。データそのものに内在的価値はなく、そのデータを集約・構造化・分析し、アルゴリズムを通じてサービスを向上させるのは、企業側の従業員（エンジニアやソフトウェアアーキテクト等）による多大な研究開発（R&D）活動の結果である。

2024 年の欧州委員会の報告によれば、米国の情報通信技術（ICT）分野における R&D 投資額は 4,210 億ユーロに達し、欧州企業の同投資額（496 億ユーロ）を圧倒している。

また、ユーザーデータの収集・活用は、従来型の小売業が展開するロイヤリティカード・プログラムと本質的に同質であるため、特定のデジタルサービスのみを対象とする正当性は見出し難い。

4. DST の構造的欠陥及び通商・条約上の課題

DST は税制としての客観性を欠き、複数の構造的課題を内包している。

4.1. 治外法権的性質と条約の潜脱

DST は、本来であれば租税条約上、事業所得に対する課税権が認められない（PE を有しない）非居住者に対して課税を行う治外法権的な措置である。英国大蔵省は DST を租税条約の対象外の税であると主張し、英国の法人税からの税額控除を認めていない。この結果、対象企業は同一取引について総収入に対する DST と利益に対する法人税の二重課税を受ける状況に陥っている。

4.2. 通商摩擦の激化

当初の導入意図通り、初年度の DST 税収の 90% が米国系企業 5 社から徴収されている。これにより米英間で深刻な通商摩擦が生じており、米国は通商法第 301 条に基づく調査の対象としているほか、米国の産業界は 2025 年 6 月、財務長官等に対し DST 撤廃を通商交渉の優先課題とするよう要望書を提出した。さらに、米国議会では対象国の企業に対する報復的な増税措置（第 899 条）の導入も度々議論されている。

4.3. 粗雑な手法（Blunt Instrument）と不公平性

特定の 3 セクター（検索、ソーシャルメディア、オンライン市場）のみを対象とする設計は、税の中立性や公平性の原則に反している。さらに、総収入ベースの課税であるため、利益率の低い企業や赤字企業には不当に重い税負担となる。用意されている代替計算措置（セーフハーバー）も EBITDA（利払前・税引前・減価償却前利益）を基準とするため、設備投資が重く減価償却費の大きい企業にとっては実質的な救済となっていない。

5. 結論

包括的枠組み（Inclusive Framework）による第 2 の柱の導入等により国際税務フレームワークが安定しつつある現在、DST 導入当初の前提条件は大きく崩れている。対象企業への二重課税や一方的な治外法権的課税の連鎖を防ぐためにも、英国 DST 等の単独措置は撤廃されるべきである。そして、OECD/G20 等の多国間協調に基づく、適正な租税政策の原則に則ったデジタル経済の課税に関する議論への回帰が求められている。

[最初のページに戻る](#)

EU

賃金透明性指令 — 国内法化期限の経過後も、加盟国及び企業にはなお対応すべき課題が残る

EU 加盟国は、EU 賃金透明性指令（以下、「本指令」）を 2026 年 6 月 7 日までに国内法化することが求められていたが、期限までに本指令の全内容を国内法化したのは、スロバキア、マルタ、リトアニア（段階的实施）及びイタリアのみである。ポーランドは一部の要素を実施済みであり、ベルギーでは一部の公共部門の雇用主に関してのみ実施されている。

ギリシャ、ブルガリア及びオーストリアは法案を公表したばかりである。法案策定を進めている他の 11 の加盟国のうち、チェコ及びオランダは既に実施の遅延を確認している。一方、スウェーデンは本指令の一部の見直しを求めており、ベルギーは欧州委員会に対し法制化の完了のため 6 か月の延長を要請している。

その結果、EU 全域において、企業が対応すべきコンプライアンス期限は確定的なものと暫定的なものが混在する状況となっている。加盟国の国内法化作業は今後も継続する見込みであり、企業はコンプライアンスの準備を継続し、短期間の準備期間で対応が求められる国内法の義務に備えるべきである。ただし、各国の規制が確定するに従い柔軟に対応できるよう、アプローチには余裕を持たせておくことが重要である。

要点

- 多くの加盟国で遅延が生じ、一部の経済団体が実施の一時停止を求めているにもかかわらず、国内法化作業は今後数か月にわたり継続する見込みである。
- 欧州委員会は 2026 年 6 月 8 日に本指令の重要性を改めて強調する声明を発表した。企業は、各国の立法手続が加速した場合に短期間の通知で新たな義務が課される可能性があることを念頭に置き、準備を継続すべきである。
- 本指令が求める多くの措置に関して、労働者代表は重要な役割を担う。各国の国内法に依拠して、コンプライアンスの確保には労働者代表との協議又は合意が必要となる場合があり、既存の代表者がいない場合には新たに代表者を選出する必要があることもある。

- 同一価値労働の分析は、極めて複雑な課題であり、コンプライアンス及び訴訟リスクの双方に影響を及ぼす。既存の職務体系及び等級制度を維持する場合、企業は、当該制度がジェンダー中立的な同一価値評価を支えるものであるか検証する必要がある。
- 運用面の準備体制は、法的なタイミングと同様に重要である。企業は、人事、給与計算及び報酬関連のシステムが信頼性のあるデータを生成し、報告、説明及び労働者からの情報開示請求に対応できるか評価すべきである。
- 非典型労働者の存在は、実務上の複雑性をもたらす。派遣労働者、業務委託先の労働者及び国際的な出向者については、適用範囲、責任の所在及びデータの取扱いに関して難しい問題が生じ得る。

企業がコンプライアンス準備を継続するにあたり考慮すべき主要な論点及び顕在化しつつある課題について以下に述べる。

労働者代表がコンプライアンスの中核を担う

多くの法域において、労働者代表はコンプライアンスにおいて中心的な役割を果たす可能性が高い。特に、賃金体系の決定、同一価値労働の評価、共同賃金評価及び個別の賃金情報開示請求に関してその役割は重要である。その役割の範囲は各国の国内法に依存し、適切な代表者の特定（例えば、労働組合の代表者、既存の選出された従業員代表者又は新たに任命された代表者等）も同様である。加盟国によっては、企業が負う義務は情報提供及び協議にとどまる場合もあれば、代表者との正式な合意が必要となる場合や、代表機関が存在しない場合に選挙の実施が求められる場合もある。

実務上、企業は、既存の代表者組織を把握し、新たな代表者の選出が必要となる可能性を把握し、本指令の実施に伴い最も重要となるステークホルダーとの関係を見極めるべきである。また、労働者代表との早期の対話は後の困難を回避するのに役立つ可能性があるが、より広範な関与を開始する前に、まず社内の分析を行い、コミュニケーション、データ及びガバナンスの体制を整える企業もあろう。

既存の職務体系における同一価値労働の分析

労働者のカテゴリーを定義し、各職務が同一の業務又は同一価値の業務に該当するか否かを評価することは、本指令の下で最も困難な実務上の課題の一つとなる可能性が高い。多くの企業は既に職務体系、等級制度又は報酬フレームワークを有しているが、これらは職種、事業部門又は管理体制に基づいて構成されていることが多く、本指令が求めるより広範な組織横断的な分析とは異なる場合がある。

欧州委員会は、欧州ジェンダー平等研究所と協力し、職務評価に関する 150 ページのツールキットの形でガイダンスを公表しており、同委員会が企業に実施を期待する評価の方法について明確な基準を示している。

しかしながら、実務上、大半の企業は制度をゼロから再設計しているわけではない。むしろ、現行の等級制度又は職務体系のフレームワークを適応、補完又はより適切に文書化することで、同一価値労働の分析に対応できるか検証している。ただし、既存のフレームワークには以下のような一般的な弱点が存在し得る。すなわち、労働条件等の必須の評価要素に関する取扱いが限定的又は存在しないこと、職務をグループ化又は区別した理由の説明文書が不十分であること、及び事業部門又は法人を跨いだ職務の比較方法が不明確であることである。これらの問題は、将来の報告義務のみならず、情報開示請求への対応、賃金格差の正当性の立証及び当該格差が客観的に正当化できるか否かの評価にも影響を及ぼす。

多くの企業にとって、最も実務的なアプローチは、各国の立法状況がより明確になるまで、既存のフレームワークを現時点で検証し、明らかな弱点に対処しつつ、全面的な再設計を避けることであると考えられる。

施行日の準備体制は、データ、システム及びコミュニケーションに依存し、短期間の準備期間で試される可能性がある

国内法化が遅延している場合であっても、各国の規制が発効すれば企業は短期間の準備期間で対応を求められる可能性があるため、運用面の準備体制は法的なタイミングと同様に重要である。主要な優先事項は、人事、給与計算及び報酬関連のシステムが、分析、説明及び必要に応じた報告が可能な信頼性のある賃金データを生成できることを確保することである。

基準日、参照期間及び賃金のどの構成要素を含めるべきか等、重要な論点が未解決のまま残っている。総報酬モデルに基づく準備を進めている企業もあれば、抽出及び検証が容易であることから基本給から着手している企業もある。いずれのアプローチを採用するにせよ、企業は、現時点で保有しているデータ、不足しているデータ及び有意義な分析結果をどの程度容易に生成できるかを評価すべきである。

準備体制はコミュニケーションにも依存する。採用担当者、管理職及び人事チームは、賃金レンジの開示、賃金履歴の制限並びに従業員又は候補者からの質問への対応について研修を受ける必要がある場合がある。企業は、賃金体系、基準及び情報開示に関する権利について明確な説明を準備すべきである。

個人情報保護は更なる複雑性をもたらす。特に、比較対象グループが小規模である場合には間接的な個人の特定リスクが生じるため、企業は開示及びデータの集約について実務的なアプローチを講じる必要がある。

派遣労働者及びその他の非典型労働者の取扱いは依然として困難な領域である

派遣労働者等の取扱いは、各国の国内法化措置の下で最も困難な問題の一つであり続ける可能性が高い。これは、各国の国内法が「労働者」の概念をどのように定義し、異なる主体間で責任をどのように配分するかに大きく依存するためである。派遣労働者はその最も典型的な例であり、責任が派遣元、派遣先又はその双方のいずれにあるかが不明確な場合がある。また、企業は情報開示請求への対応又は報告基準の充足に必要なデータを全て保有していない可能性がある。

同様の問題は、国際的な出向者や、手当、モビリティに関する取決め又はその他の非典型的な福利厚生により報酬が構成される者を含む、その他の非典型労働者についても生じる。当該労働者が報告基準の算定に含まれるか否か、賃金データを格差分析に含めるべきか否か、関連情報の提供が誰に期待されるか、及び歪みをもたらす得る報酬要素をどのように取り扱うべきかといった論点が問題となり得る。

各国の規制がより明確になるまで、多くの企業は、全ての非典型労働者について EU 全域で統一的な方針を採用するのではなく、法域ごとのアプローチを継続する可能性が高い。

企業の対応

国内法化の全体像は未だ完全ではないものの、全体的な方向性は明確である。EU 域内に事業を展開する企業は、各国の国内法化の全ての側面が確定するのを待つのではなく、各国の規制の進展に応じて柔軟に対応できる余地を残しつつ、今から準備を進めるべきである。具体的には、労働者代表の組織の把握、職務体系及び同一価値労働の評価方法の検証、データ及びシステム

の準備状況の確認、採用及びオンボーディングの実務の監査、並びに非典型労働者の取扱いの検討が求められる。

[最初のページに戻る](#)

EU

欧州委員会が EU 税制オムニバス指令案を公表

概要

欧州委員会は、2026 年 6 月 24 日に公表された EU 税制オムニバス指令案（以下、「本オムニバス指令案」）を通じて、EU の複数の主要な税制指令の包括的な見直しを提案した。本オムニバス指令案は、競争力の強化、税務コンプライアンスの負担軽減及び EU 域内におけるクロスボーダー取引の簡素化を目的としている。関連する措置には、利子控除制限ルールの緩和、源泉徴収税の免除手続の合理化及び適用範囲の拡大、税中立的な事業再編ルールの拡充並びに一定の報告義務の軽減等が含まれる。本オムニバス指令案は欧州議会に諮問のために提出され、採択には全加盟国の全会一致による承認が必要となる。

これと並行して、税務分野における行政協力指令（以下、「DAC⁶」）の改正案も公表された。

主なポイント

- EU は、EU 全域における税制の簡素化と調和を目指している。本オムニバス指令案には、より柔軟な利子控除制限ルール、一定の場合の CFC 合算課税の適用除外、源泉徴収税手続の簡素化、税中立的な再編へのアクセス拡大等、納税者に有利な措置が盛り込まれている
- DAC の改正案は、例えば、Pillar 2 の対象となる多国籍企業に対する DAC6 報告義務の免除や、特定の DAC6 ホールマークの削除等を通じて、報告義務を簡素化・軽減するものと見られる
- 本オムニバス指令案及び DAC の改正案は、EU 加盟国の全会一致による承認が必要となる。したがって、予算への影響も考慮すると、提案された改正が実施されるか、及びどの程度実施されるかは不透明である
- 納税者は、提案された変更が税務上の立場、資金調達構造、紛争管理プロセスを改善できるか、又は将来の組織再編に影響を与える可能性があるかについて、検討することが望ましい

本オムニバス指令案の詳細

1. 租税回避防止指令（以下、「ATAD⁷」）

• 研究開発控除

ATAD の適用範囲を、適格な研究開発支出にまで拡大することが提案されている。最低限の研究開発控除が導入され、適格な研究開発支出を即時控除するか、又はその後の四課税年度に分散して控除することが可能となる。濫用を防ぐため、研究開発支出が最低 3 年間研究開発目的に使用されなかった場合に概ね発動される回収条項が導入されており、これに違反した場合、特定の状況下で控除の恩恵が認められない可能性がある。

• 利子控除制限ルールの緩和

⁶ Directive on Administrative Cooperation

⁷ Anti-Tax Avoidance Directive

現行の ATAD の下では、加盟国は、企業の税務上の EBITDA の最大 30% を上限とする利子控除制限ルールを実施する必要があり、最大 300 万ユーロまでのデミニミス免除が認められていた。そして、これより低い上限を適用するかどうかは加盟国の裁量に委ねられていた。本オムニバス指令案は、加盟国に対し、30% の上限と 300 万ユーロの義務的なデミニミス免除を適用することを求めている。更に、EBITDA が 50% 以上減少した年度については、利子控除制限ルールは適用されない。また、第三者からの借入については、その借入金が納税者自身の事業活動に充てられる場合（すなわち、グループ会社に転貸融資されない場合）、適用対象外となる。防衛産業はこの規則から一時的に除外される。加えて、グループエスケープルールや繰越制度等、現在任意とされているルールが義務化される。

- CFC 合算課税の適用除外

Pillar 2 の適用対象となるグループ及び中小企業は、一定の条件を満たす場合、対象を絞った適用除外措置の恩恵を受けることができる。更に、モデル A が義務化されるため、例えばオランダ、アイルランド、マルタ等の CFC 制度に変更が生じる可能性がある。

- 輸入されたハイブリッドミスマッチルールの廃止

EU は、EU 納税義務者による支払いが、オランダ国外における関連する費用控除の資金源となっている場合を対象とした、ハイブリッドミスマッチルールを導入していた。このルールは複雑であることに加え、制度全体の調和を確保するため、廃止することが提案されている。

2. 利子・ロイヤルティ指令及び親子会社指令

- 本オムニバス指令案は、源泉徴収税の免除に課されていた、受取人が支払企業の資本に対する最低保有比率を満たすこと、及び一定期間その最低保有比率を維持することという要件を撤廃する。これにより、源泉徴収税の免除へのアクセスを大幅に簡素化する。
- 加盟国は、支払時点で免除の条件が満たされているかを確認するための事前承認や行政手続を、要求することはできなくなる。ただし、納税者が支払時点で免除の条件を充足できない場合、(i) 超過源泉税の迅速かつ確実な救済（Faster and Safer Relief of Excess Withholding Taxes）指令に基づく迅速な還付が利用可能となるか、又は (ii) 合理的な期間内に国内の還付手続が適用されるべきである。
- 濫用防止措置が導入されることにより、受取人が法人所得税を課さない管轄区域に所在する場合、又はゼロ税率が適用される場合において、加盟国は利息及びロイヤルティの支払いに源泉徴収税を課すか、その控除を認めないことが義務付けられる。

3. EU における税務紛争解決メカニズム指令

- この指令は、租税条約の解釈及び適用に起因して加盟国間で紛争が生じた場合、その紛争を解決するための相互協議手続（MAP）に関する規則を定めている。
- 本オムニバス指令案により、所管当局が合意に達することができないと判断した場合は、2 年間の MAP 期間が満了するのを待つのではなく、遅滞なく納税者に通知しなければならない。これにより、仲裁へのアクセスの迅速化が期待される。
- もう一つの注目すべき進展は、不服申立が行われた場合、進行中の手続が一時停止され、全ての管轄当局が当該不服申立を受け入れた場合には、直ちに手続が終了することである。

4. 合併租税指令

- 数年前、EU は国境を越えた再編業務に焦点を当てた「モビリティ指令」を導入したが、これには税務措置は含まれていなかった。「本オムニバス指令案」は、モビリティ指令と整合させるため、合併租税指令の適用範囲と定義を更新するものである。
- 提案された合併租税指令に対する改正には、適用範囲に「簡易合併 (simplified mergers)」及び「分離による分割 (divisions by separation)」という概念を追加することが含まれる。
- 更に、EU 企業の移転及び国境を越えた組織再編について、税務上中立な再編が可能となる（従来は特定の EU 法形式に基づく場合にのみ適用されていた）。

DAC の改正

本オムニバス指令案と並行して、欧州委員会は EU 域内における DAC の改正も提案している（以下、「改正 DAC 案」）。改正 DAC 案は、DAC の枠組み（DAC1 乃至 DAC9）を単一の法令に簡素化及び統合するとともに、行政負担を軽減し、データの質を向上させるための絞った措置を導入することを目的としている。改正 DAC 案には、以下のような広範な改正が含まれている：

- Pillar 2 の対象となる多国籍企業に対する、国境を越えるアレンジメントに関する DAC6 に基づく報告義務の免除；
- DAC6 のホールマークリストの縮小。租税回避リスクが限定的であるにもかかわらず、不釣り合いな報告負担を生じさせていることが理由である。

次期 EU 理事会議長国であるアイルランドは、年末までに DAC 提案を採択する意向を示しているが、これには全加盟国の全会一致による承認が必要となる。

[最初のページに戻る](#)